

議案第一二号

特別会計一時借入金に付いて

昭和三十六年度特別会計国民健康保険、簡易水道、観光施設事業歳出予算内の支出に充当するに付、次記のとおり一時借入することといたす。

記

一、借入金額

特別会計 国民健康保険

百万円以内

特別会計 簡易水道

百万円以内

特別会計 観光施設事業

百万円以内

二、借入先

大蔵省、郵政省、山陰合同銀行、扶桑相互銀行

鳥取銀行、鳥取県国民健康保険団体連合会

鳥取県町村職員工給組合、県内農業者協同組合

三、借入利率 日歩三厘五厘以内

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和三十六年三月十七日 原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

